



# 鳥取県公報

平成18年9月7日(木)  
号外第128号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (74) (行政経営推進課) .....	2
	鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (75) (労働雇用課) .....	7

———公布された規則のあらまし———

### 鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部が改正され、知事の権限に属する事務が新たに加わること及び権限配分の見直しに伴う所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

##### (1) 条例改正に伴うもの

ア 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正に伴い、新たに加わる事務処理権限の区分を加える。また、指定管理者制度に係る事務処理権限の明確化を図るため、公文書に関する事務、事務管理及び庶務に関する事務並びに指導監督に関する事務それぞれの区分のうちに分けて設けていた指定管理者に関する事務を公有財産の管理の一形態として捉え、公有財産の管理に関する事務の区分のうちにまとめて規定する。

(主な事務処理権限の区分)

区 分	決 裁 権 者
指定管理候補者の選定、募集要項の決定、審査委員会の委員の委嘱、異議申出に対する決定、指定の取消し等の決定	知事決裁
審査結果の通知、協定書の締結、利用料金の額等の承認、指定管理者の申請に対する承認、原状回復義務の免除の決定	部長等専決又は地方機関の長専決
審査委員会の開催及び運営、審査結果その他の公表、指定管理者に対する指導監督、指定の取消し等における聴聞等の実施	部長等委任決裁又は地方機関の長委任決裁

イ 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例等の一部改正に伴い、新たに加わる事務処理権限の区分を加えるほか、所要の規定の整備を行う。

(主な事務処理権限の区分)

区 分	決 裁 権 者
鳥取県立高等技術専門校の入校選考手数料及び入校料の減額又は免除の決定	地方機関の長委任決裁 (高等技術専門校長)

##### (2) 権限配分の見直しによるもの

###### ア 公文書に関する事務

地方機関の長に委任された事務に係る告示、公告その他の公文書の公示の事務処理権限を地方機関

の長の委任決裁事項とする。

- イ 組織及び人事管理に関する事務  
次の事務処理権限の区分を加える。

区 分	決 裁 権 者
報酬を伴わない市町村等の附属機関、他団体の検討委員会等の委員等への職員の就任の決定	
(ア) 部長等又は次長等の委員就任	部長委任決裁
(イ) (ア)以外の本庁の所属職員の委員就任	課長委任決裁
(ウ) 地方機関の所属職員の委員就任	地方機関の長委任決裁

(3) 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正に伴い、授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の納付時期及び方法並びに減免の対象者及び手続等を定める。

2 規則の概要

(1) 普通課程の職業訓練を受けるための入校選考試験等の手続を定める。

(2) 授業料は、前期分と後期分と分け、その2分の1に相当する額を次の期限までに納付する。

ア 前期（4月1日から9月30日まで）分 4月30日

イ 後期（10月1日から翌年3月31日まで）分 10月31日

(3) 授業料等の減免

ア 対象者

(ア) 入校選考手数料及び入校料

火災、風水害等の非常災害により、入校選考手数料又は入校料の納付が困難であると認められる者

(イ) 授業料

a 火災、風水害等の非常災害により、授業料の納付が困難であると認められる者

b 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者

c その他家計が困窮し、授業料の納付が困難であると認められる者

イ 手続 減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書を校長に提出するものとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、授業料に係る部分は平成19年4月1日、その他の部分は公布の日とする。

イ 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する。

## 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。





- 団体との協議
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- (三) 議会の議決に  
基づく指定管理者  
の指定の通知
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- (四) 指定管理者の  
募集要項の決定
- (五) 審査委員会の  
開催及び運営
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- (六) 審査委員会の  
委員の委嘱
- (七) 審査委員会の  
審査結果の通知
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- (八) 審査結果に係  
る異議申出に対す  
る決定
- (九) 協定書の締結
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- (十) 開所時間、休  
所日、利用料金の  
額その他の事項に  
ついての承認
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- (十一) 審査結果、  
指定管理者の指定、  
事業報告書その他  
の事項についての  
公表
- (一) 公報以外に  
よる公表
- イ 地方機関の  
所管に係るも  
の
- ロ イ以外のも  
の
- (イ) 重要な  
もの
- (ロ) 軽易な  
もの
- (二) 公報による  
公表
- イ 地方機関の  
所管に係るも  
の
- ロ イ以外のも  
の
- (十二) 指定管理者  
に対する報告の請  
求、調査又は指示
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの
- (二) (一)以外の  
もの
- イ 重要なもの
- ロ 軽易なもの
- (十三) 指定期間の  
満了、業務の停止  
の命令又は故意若  
しくは過失等によ  
り施設等を損傷等  
した場合における  
原状回復義務の免  
除の決定
- (一) 地方機関の  
所管に係るもの



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第75号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の様式中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職業訓練の種類等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第32号）第 6 条第 1 項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成 6 年鳥取県条例第 5 号）第 1 条の規定により設置される商工労働部の長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並び</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年10月鳥取県条例第 37号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(職業訓練の種類等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。</p>

にその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

(教科及び訓練時間)

第3条 専門校の教科及び訓練時間は、商工労働部長が別に定める。

(休業日)

第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に定めるもののほか、校長(鳥取県立倉吉高等技術専門校の長及び鳥取県立米子高等技術専門校の長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門校の長及び鳥取県立米子高等技術専門校の長)をいう。以下同じ。)が特に休業を必要と認めた日

2 前項第4号又は第5号の休業日については、校長は、その時期を変更することができる。

(非常災害等の場合の休業)

第5条 校長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。

(入校志願手続)

第6条 専門校に入校しようとする者(次項に規定する者を除く。以下「入校志願者」という。)は、入校願書(様式第1号)に生徒募集要項で指定された書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(条例第6条第1項の規定により受講料を徴収する者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(入校選考試験)

第7条 入校志願者には、入校選考試験を行う。

2 前項の入校選考試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入校選考試験の日時、合否判定基準その他の入校選考試験に関し必要な事

(教科及び訓練時間)

第3条 専門校の教科及び訓練時間は、知事が別に定める。

(休業日)

第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に定めるもののほか、知事が特に休業を必要と認めた日

2 前項第4号又は第5号の休業日については、知事は、その時期を変更することができる。

(非常災害等の場合の休業)

第5条 知事は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休業することができる。

(入校の許可の申請)

第6条 専門校に入校しようとする者(次項に規定する者を除く。)は、入校願書(様式第1号)に知事が必要と認めた書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者(条例第4条第1項の規定により受講料の納付を要する者に限る。)は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(入校者の決定)

第7条 入校者の決定は、選考によって行なう。



項は、校長が入校選考試験実施要領で定める。

(入校の許可)

第8条 入校の許可は、入校選考試験の結果等に基づいて行う。

2 校長は、前項の規定により入校を許可したときは、入校許可通知書により入校を許可した者に通知する。

(入校手続)

第9条 入校を許可された者(第6条第2項に規定する者を除く。)は、校長の指定する期日までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 保証人が連署した誓約書(様式第2号)
- (2) 健康診断書
- (3) 入寮願その他の校長が指定する書類

2 保証人は、成年者であって、入校を許可された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 略

(変更の届出)

第10条 生徒は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

(入校選考手数料の納付)

第11条 入校志願者は、条例第4条の規定による入校選考手数料を、同条第2項に規定する額に相当する額の証紙(鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)に規定する証紙をいう。以下同じ。)を入校願書の所定の場所にはり付けて納付しなければならない。

(入校料の納付)

第12条 入校を許可された者は、条例第5条の規定による入校料を、同条第2項に規定する額に相当する額の証紙を誓約書の所定の場所にはり付けて納付しなければならない。

(受講料)

(入校の許可等の通知)

第8条 知事は、前条の規定により入校者を決定したときは、入校決定通知書により入校させると決定した者に通知する。

(入校手続)

第9条 入校を許可された者(第6条第2項に規定する者を除く。)は、前条の通知を受けた日から5日以内に保証人が連署した誓約書(様式第2号)及び健康診断書を知事に提出しなければならない。

2 保証人は、成年者であって、入校を決定された者の身上に関し、一切の責任を負い得る者でなければならない。

3 略

(受講料)

第13条 条例第6条第2項の規則で定める訓練は、IT技術者育成科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき1,700円とする。

(受講料の納付)

第14条 受講料は、校長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

(入校選考手数料等の減免)

第15条 条例第7条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、火災、風水害等の非常災害により、入校選考手数料等の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

2 入校選考手数料等の減免を受けようとする者は、入校選考手数料等減免申請書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(既納の入校選考手数料等)

第16条 既に納付した入校選考手数料、入校料及び受講料は、還付しないものとする。ただし、校長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(生徒の寄宿)

第17条 生徒は、校長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。

(欠席)

第18条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、校長に届け出なければならない。

(退校)

第19条 生徒は、病気その他の理由により退校しようとするときは、次に掲げる事項を記載した退校願（雇用保険の受給者以外の者にあつては、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を記載した退校願）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(賞罰)

第10条 条例第4条第2項の規則で定める訓練は、IT技術者育成科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき1,700円とする。

(受講料の納付)

第11条 受講料は、知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

(生徒の寄宿)

第12条 生徒は、知事の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。

(欠席)

第13条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(退校)

第14条 生徒は、病気その他の理由により退校しようとするときは、次に掲げる事項を記載した退校願（雇用保険の受給者以外の者にあつては、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を記載した退校願）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(1)～(5) 略

2 略

(賞罰)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して、ほう賞することができる。

(1)～(3) 略

第21条 校長は、専門校の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、生徒に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して退校を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、専門校の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号 (第6条関係)

収入証紙はり付け欄  
(短期課程を除く。)  
(消印しないこと。)

入 校 願 書 略  
略

(注) 略

様式第2号 (第9条関係)

収入証紙はり付け欄  
(短期課程を除く。)  
(消印しないこと。)

誓 約 書

職氏名 様

私は、貴校に入校しましたうえは、関係諸規則及びご指示等を堅く守って専心修業することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所

第15条 知事は、次の各号の一に該当する生徒に対して、ほう賞することができる。

(1)～(3) 略

第16条 知事は、専門校の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、生徒に対し必要な指示をし、訓告し、出席停止を命ずることができる。

第17条 知事は、次の各号の一に該当する生徒に対して退校を命ずることができる。

(1)～(4) 略

様式第1号 (第6条関係)

入 校 願 書 略  
略

(注) 略

様式第2号 (第9条関係)

誓 約 書

職氏名 様

私は、貴校に入校しましたうえは、関係諸規則及びご指示等を堅く守って専心修業することを誓います。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名 ⑩

上記のとおり誓約を守らせるとともに、本人の  
身上に関する一切の責任を引き受けます。

保証人 住 所  
本人との関係  
氏 名 ⑩

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ  
とができる。

様式第3号 (第9条関係)

略

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ  
とができる。

様式第4号 (第15条関係)

入校選考手数料等減免申請書

職 氏名 様

入校選考手数料・入校料の減免を受けたいの  
で、次のとおり申請します。

年 月 日

本 人 住 所  
氏 名 ⑩  
科名・学年  
保護者 氏 名 ⑩

減免希望額	
減免の理由	

(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略する  
ことができる。

氏 名 ⑩

上記のとおり誓約を守らせるとともに、本人の  
身上に関する一切の責任を引き受けます。

保証人 住 所  
本人との関係  
氏 名 ⑩

様式第3号 (第9条関係)

略

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| 2 保護者は、本人が未成年者である場合に限り記入すること。 |  |
|-------------------------------|--|

第2条 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の様式中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の様式中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）<u>第9条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(入校志願手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者（<u>条例第7条第1項の規定により受講料を徴収する者に限る。</u>）は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第13条 <u>条例第6条に定める授業料は、前期（4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）分にあつては4月30日までに、後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前期又は後期中途において退校をした者は、当該期分の授業料を納付しなければならない。ただし、</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）<u>第8条の規定に基づき、鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(入校志願手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者（<u>条例第6条第1項の規定により受講料を徴収する者に限る。</u>）は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

納付期間中（前期分にあつては4月1日から同月30日までの間、後期分にあつては10月1日から同月31日までの間をいう。）に退校をしたときは、この限りでない。

（受講料）

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、IT技術者育成科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき1,700円とする。

（受講料の納付）

第15条 略

（授業料等の減免）

第16条 条例第8条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、火災、風水害等の非常災害により、入校選考手数料等の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。

（1）火災、風水害等の非常災害により授業料の納付が困難であると認められる者

（2）保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の納付が困難であると認められる者

（3）その他家計が困窮し、授業料の納付が困難であると認められる者

3 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

（減免辞退の届出）

第17条 授業料の減免を受けている者が、前条第2項の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

（減免の取消し）

第18条 校長は、授業料の減免を受けている者について減免の必要がなくなったときは、授業料の減免を取り消すことができる。

2 校長は、前項の規定により取消しの決定をしたときは、その旨を本人に通知するものとする。

（受講料）

第13条 条例第6条第2項の規則で定める訓練は、IT技術者育成科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき1,700円とする。

（受講料の納付）

第14条 略

（入校選考手数料等の減免）

第15条 条例第7条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、火災、風水害等の非常災害により、入校選考手数料等の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

2 入校選考手数料等の減免を受けようとする者は、入校選考手数料等減免申請書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(既納の授業料等)

第19条 既に納付した授業料等及び受講料は、還付しないものとする。ただし、校長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(生徒の寄宿)

第20条 略

(欠席)

第21条 略

(退校)

第22条 略

(賞罰)

第23条 略

第24条 略

第25条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して退校を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(5) 正当な理由なく授業料を滞納し、督促を受け  
ても指定された期限までに納付しない者

(委任)

第26条 略

様式第4号 (第16条関係)

授業料等減免申請書

職 氏名 様

授業料 (入校選考手数料・入校料) の減免を受け  
たいので、次のとおり申請します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

科名・学年



(既納の入校選考手数料等)

第16条 既に納付した入校選考手数料、入校料及び受講料は、還付しないものとする。ただし、校長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(生徒の寄宿)

第17条 略

(欠席)

第18条 略

(退校)

第19条 略

(賞罰)

第20条 略

第21条 略

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して退校を命ずることができる。

(1)～(4) 略

(委任)

第23条 略

様式第4号 (第15条関係)

入校選考手数料等減免申請書

職 氏名 様

入校選考手数料・入校料の減免を受けたいので、  
次のとおり申請します。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

科名・学年



保護者 氏 名 ㊞

減免希望額	
減免希望期間	
減免の理由	

保護者 氏 名 ㊞

減免希望額	
減免の理由	

(注) 1 及び 2 略

(注) 1 及び 2 略

3 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする場合のみ記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「移動後号」という。)が存在する場合は、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合は、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)	別表第1(第2条、第7条、第8条、第13条関係)
1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料
(1)~(18) 略	(1)~(18) 略
<u>(19) 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例(昭和44年鳥取県条例第37号)第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づく手数料</u>	
<u>(20)</u> 略	(19) 略
<u>(21)</u> 略	(20) 略
<u>(22)</u> 略	(21) 略
<u>(23)</u> 略	(22) 略
<u>(24)</u> 略	(23) 略
<u>(25)</u> 略	(24) 略
<u>(26)</u> 略	(25) 略
<u>(27)</u> 略	(26) 略
<u>(28)</u> 略	(27) 略
2 略	2 略